

令和 7 年度事業計画（案）

1 緊縮財政・財政基盤の確立

令和 6 年度、当協会は約 80 万円の支出超過となりました。嘱託料収入も前年度比約 24.8%、約 760 万円の減収となり、社員の皆様には心よりお詫び申し上げなくてはなりません。

要因は、藤沢市からの受注が消滅してしまったこと、空家の権利者調査において一般競争入札が導入され、拡大傾向にあることが挙げられます。

そこで、今年度は理事の人数を減少し、役員報酬を減額とすること、予算執行状況を注視し、全般的にコストカットを徹底してまいります。

2 広報の充実・目的外業務への対応

公共嘱託登記について、国からの嘱託登記業務は競争入札による落札が必要ですが、神奈川県、県内市町村では随意契約によるものが多くあります。これは神奈川県土地家屋調査士協会の収入の 65%が、神奈川県、県内市町村からの受託料収入であることから明らかです。また、嘱託登記だけでなく、不動産権利者（相続人）調査、財産管理人（清算人）選任申立、所有者不明土地等管理人選任申立等裁判所提出書類作成、財産管理業務の需要は潜在的に多いと考えられます。

しかし、官公署の全ての部署が協会の存在を認知しているわけではありません。官公署の用地課や道路課だけでなく、不動産の所管は公園課、教育課、スポーツ課等多岐に渡り、これらの部署が協会の存在を認知していないことは多々あります。加えて、当協会がどのような業務を行うかも把握していないのが実情です。

そこで、当協会の業務として嘱託登記だけでなく権利者（相続人）調査や裁判所提出書類作成に当たり社員たる司法書士の紹介、その管理を協会が行うことの広報、周知を強化し、神奈川県、県内市町村からの受託推進を図ります。

行政書士会が契約主体、業務主体として地方公共団体より権利者（相続人）調査等を受託することは、総務省通達より明らかにされています。当協会が入札した案件で、神奈川県行政書士会に落札さ

れてしまう事態も発生しています。ここで、神奈川県、県内市町村への広報を強化しなければ、神奈川県行政書士会が随意契約で調査業務を受託するような事態に発展しかねません。

3 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

平成30年度より始まった長期相続登記等未了土地解消作業については、当協会は毎年1庁以上を落札し、昨年度は千葉地方法務局、大分地方法務局の2庁を落札することができました。

今年度も、引き続き各（地方）法務局において、解消作業が実施される予定ですが、調査対象者が1庁あたり200名と予想されることから、最低2庁は落札し、400名以上の調査受託を目指します。

そして、落札価格、戸籍等の請求方法や送料の負担について、全司協、神奈川県司法書士会、神奈川県司法書士政治連盟と情報共有し、改善を求めています。

4 使命規定の徹底、研修の強化

昨年度、独立行政法人都市再生機構東日本支社管内での都市再開発に伴う嘱託登記一般競争入札において、全ての公嘱協会が入札資格者より除外される事態が発生しました。他の協会の執務姿勢について、「アポイント時間を守らない。」、「嘱託書の記入ミスが多すぎる。」、「やってやるといった横柄な態度が顕著である。」といった社会人としての常識を疑われる行為が原因とされています。そこで、今一度使命規定を自覚し、高度専門職としての職責を全うしなくてはなりません。

そして、法令改正が目まぐるしい状況にあって、迅速に改正法令に対応し、適切な執務を提供するためにも、実務的、実践的な研修を行い、官公署からの負託に応えてまいります。

なお、都市再生機構では、都市再開発に伴う嘱託登記に限定して公嘱協会を除外しており、その他の業務については、引き続き公嘱協会を入札資格者に含めているとのことなので、公嘱協会は真摯に業務に取り組み、信頼回復へ繋げていくことが肝要です。

5 法改正への対応

日本司法書士会連合会は、協会の業務拡充（嘱託登記に加え、権利者調査の明文化、裁判所提出書類の作成、財産管理業務）に関する法改正を目指しています。

当協会は、これを全面的に支持し、全司協、神奈川県司法書士会、

神奈川県司法書士政治連盟と協働していきます。

具体的な活動方針

(1) 新規案件の受託体制の確立

- ① 地方自治体が抱える空家問題、所有者不明土地問題に関する権利者調査の受託推進
- ② 裁判書類作成業務、財産管理業務における斡旋・紹介事業の推進
- ③ 長期相続登記等未了土地解消作業の精査、受託体制の確立

(2) 継続事業案件の適正、迅速な処理

- ① 狭あい道路、未登記道路の嘱託登記の受託
- ② 都市再開発、区画整理に伴う嘱託登記の受託
- ③ 独立行政法人等の組織再編に伴う承継嘱託登記の受託
- ④ 県市町村の買収に伴う嘱託登記の受託

(3) 研究・研修活動

定期的な研修会、事例発表会の開催（特に新法への対応）

(4) 相談活動

- ① 県市町村担当職員向け随時電話・出張相談の実施
- ② 県市町村担当職員向け公開講座の開催
- ③ 県市町村担当職員向け啓発及び情報提供
- ④ 相談活動PRのための活動
- ⑤ 県市町村担当職員向け研修会への講師派遣

(5) 本部組織の充実

- ① 嘱託登記における管理体制の見直し
- ② 目的外業務における、社員たる司法書士の紹介、管理体制の確立
- ③ 特殊事例、新法施行に伴う事例の研究
- ④ 財務の健全化

(6) 関連友好団体との連携と協働

- ① (公社) 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- ② 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会
- ③ 神奈川県司法書士会
- ④ 神奈川県司法書士政治連盟
- ⑤ 神奈川県司法書士協同組合
- ⑥ (公社) 成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
- ⑦ 神奈川青年司法書士協議会
- ⑧ その他団体

所有者不明土地・空家問題に対応する法整備が整い、協会の業務拡充を求める法改正も迫っています。権利者の調査に始まり、裁判手続

を含む総合的な解決法の選択、最終的な登記手続の完了と、協会に求められる事務はトータルコーディネートといった包括的なものへと変容しています。協会は、設立当時のような大量案件、迅速処理のための団体ではなく、財産管理・裁判・登記手続のスペシャリスト集団として、大きな変貌を遂げようとしています。正に公嘱新時代が到来しようとしているのです。

公嘱協会は、業務を通じて地域社会に貢献していくことはもちろん、同時に司法書士会会員の経済基盤を守っていく責務もあります。これまで以上の情報提供、執務向上を行い、事件の受託を拡大する所存です。社員の皆様には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

公嘱協会の発展は、即ち地域社会の発展、司法書士の社会的地位の向上を意味します。